

## 保育所等保育料の見直しについて

### ○改訂の理由

▽保育所等の待機児童対策を今後も推し進めていくための財源及び、幼児教育・保育の質の向上を更に進めていくための財源の確保が必要なため実施するものです。

※国の制度として「幼児教育の無償化」が検討されていますが、政府の方針決定の段階であり、この度の保育料の見直しは、昨年度当初から検討を重ねており、本市の財政政策上の必要性から実施するものです。国の制度で「幼児教育の無償化」が実施された場合は、国の制度に準じて保育料を改定します。

### ○見直しの対象

- ①保育所等 3 歳未満児の保育料表
- ②保育所等 3 歳以上児の保育料表

### ○見直し水準の考え方

◇国徴収基準額の 70%の水準を目標とする

▽本市の保育料は、平成 26 年度と平成 27 年度の 2 か年をかけ、約 30 年ぶりに見直しを行いました。

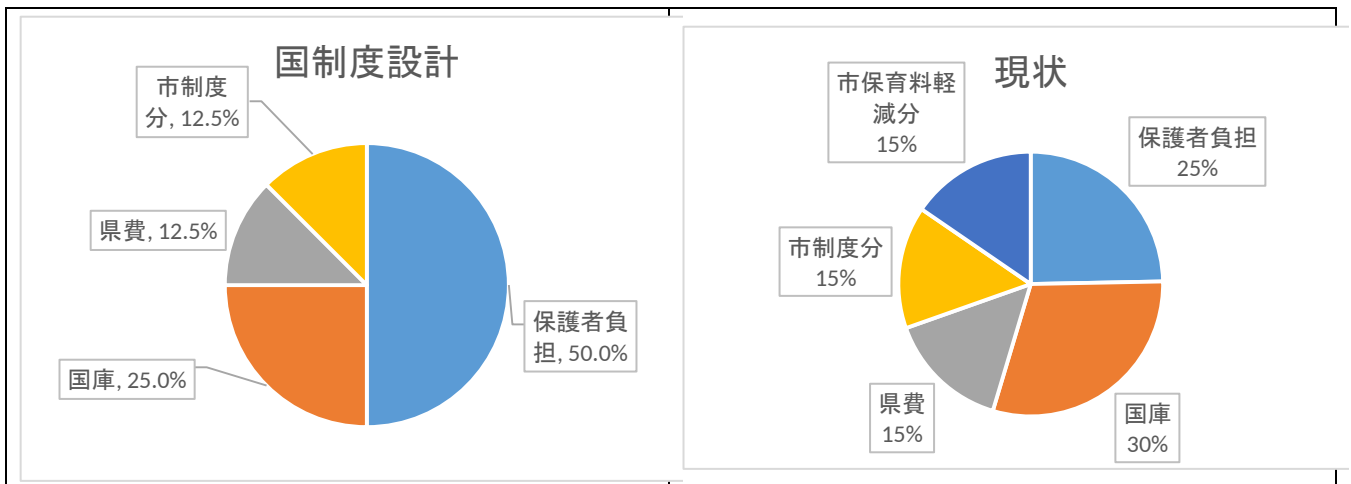
この見直しの際の保護者負担の目標水準は国徴収基準額の 65%の水準としていましたが、実績 63%の水準となっています。

- ・国徴収基準額の 55%の水準を 65%にするため、8%相当分の見直しを図った。
- ・H26 年度に約 10%、H27 年度に約 8%の段階的引き上げを行った。(65/55=18.2%の増が必要)

▽今回は、本市の財政状況を鑑み、他市例を踏まえ 70%の水準を目標とします。

- ・目標として国徴収基準額の 63%の水準を 70%にする。70/63=全体で 11.1%の引き上げを行う必要がある。

### ○保育に要する費用の負担割合



### ◇国の制度基本設計

国の制度設計では、保護者負担 1/2 とされ、この水準に見合う保護者負担収入があったものとして、国と県の負担金が計算されます。

※保育の質の向上や低所得者への負担軽減等により、国庫の実際の負担割合は 25%を若干上回っています。

◇市の負担の現状(平成 30 年度 当初予算ベース)

実際の負担は、市で保育料表を定めて保護者負担を求めているため、保護者負担は 25%に軽減され、市の負担は 15%が 30%の負担増と、保護者負担分を市が 15%負担しています。

○改訂方法の概要

▽11.1%の引き上げの必要があるとしたが、全ての階層を 10%の増とする。

▽最高階層で、単年度で 5,000 円を超える見直しとなるため、生活への影響を考慮し、2 か年で段階的に引き上げるものとし、平成 31 年度に 5%、平成 32 年度に 5%の引き上げを行う。

○隣接市町のモデル世帯での比較 ※本市の入所世帯の所得分布で一番人数の多い層で比較。

推定年収(父母合算)700 万円前後の場合(3 歳未満児 第 15 階層、3 歳以上児 第 13 階層)

市町名	横浜市	横須賀市	鎌倉市	葉山町	逗子市 (現)	逗子市 (案)
3 歳未満	47,500 円	41,400 円	45,100 円	41,000 円	39,100 円	43,010 円
4 歳以上	27,500 円	27,200 円	28,300 円	28,000 円	22,500 円	24,750 円

【参考】

◇県内各市町の状況 ※前回調査の結果

市町村名	徴収割合	徴収目標の調査結果	備考
横浜市	—	—	75%を目標に段階的な値上げ実施と報道
川崎市	68.5	平成 25 年時点 72.4%	75%を目標に段階的な値上げ実施と報道
相模原市	71.8	国徴収基準額の概ね 70%程度	
横須賀市	71.4	50%~90%	平成 25 年度見直しを予定
平塚市	66.1	国徴収基準額の概ね 70%程度	
鎌倉市	61.2	国徴収基準額の約 70%	
藤沢市	70.6	国徴収基準額の概ね 70%程度	
小田原市	70.7	国徴収基準額の概ね 70%程度	
三浦市	75.8		
秦野市	57.9		
伊勢原市	67.0		
海老名市	69.2		
座間市	64.2		
南足柄市	67.4	70%程度	
綾瀬市	63.8		
寒川町	66.4		
大磯町	67.5		
二宮町	66.8		
中井町	62.7		
大井町	70.4	国徴収基準額の概ね 70%程度	
松田町	73.2	国徴収基準額の概ね 70%程度	
箱根町	46.4	国徴収基準額の概ね 50%程度	平成 25 年度見直しを検討(50%に)
湯河原町	75.9	国徴収基準額の 75%	
愛川町	64.1		

○保育所保育料 所得分布の状況

◇3歳未満児

階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額(月額) 単位:円		所得分布
	定義	徴収額		定義	徴収額	
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	1
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	14
	市民税非課税世帯 年収~260万	9,000		市民税非課税世帯	3,600	
第3	市民税均等割課税	19,500	3	市民税均等割課税	4,600	3
	市民税所得割 48,600円未満 年収~330万		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,600	3
			5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,600	4
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,600	6
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収~470万	30,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,600	12
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,600	10
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	13,100	7
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	16,600	9
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収~640万	44,500	11	115,000円未満 (階層幅 18,000円)	21,100	20
			12	133,000円未満 (階層幅 18,000円)	25,600	17
			13	151,000円未満 (階層幅 18,000円)	30,100	26
			14	169,000円未満 (階層幅 18,000円)	34,600	14
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収~930万	61,000	15	202,000円未満 (階層幅 33,000円)	39,100	38
			16	235,000円未満 (階層幅 33,000円)	44,100	28
			17	268,000円未満 (階層幅 33,000円)	49,100	16
			18	301,000円未満 (階層幅 33,000円)	54,100	21
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収~1,130万	80,000	19	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	59,400	38
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収 1,130万~	104,000	20	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	64,900	10
			21	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	70,400	6
			22	589,000円以上	75,900	9

◇3 歳以上児

階層区分	国 徴収基準額 (月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額 (月額) 単位:円		所得分布
	定義	徴収額		定義	徴収額	
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	4
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	35
	市民税非課税世帯 年収～260万	6,000		市民税非課税世帯	3,000	
第3	市民税均等割課税	16,500	3	市民税均等割課税	4,000	6
	市民税所得割 48,600円未満 年収～330万		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,000	7
			5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,000	11
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,000	13
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収～470万	27,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,000	14
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,000	10
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	12,500	14
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	15,000	14
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収～640万	41,500	11	133,000円未満 (階層幅 36,000円)	17,500	37
			12	169,000円未満 (階層幅 36,000円)	20,000	45
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収～930万	58,000	13	235,000円未満 (階層幅 66,000円)	22,500	101
			14	301,000円未満 (階層幅 66,000円)	25,000	92
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収～1,130万	77,000	15	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	27,500	74
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収1,130万～	101,000	16	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	32,500	33
			17	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	37,500	16
			18	589,000円以上	42,500	28

計

545

○保育所等保育料見直し案

◇保育料の見直しは、今後の待機児童対策を推進するため及び、幼児教育・保育の質の向上のための財源確保策として見直すものです。

◇保育料の見直しは、生活への影響を考慮し、平成31・平成32年度の2か年で、5%ずつ増額します。

◇国で「幼児教育の無償化施策」を実施した場合、制度実施後は、国が定める上限額の範囲で保育料を改めます。※平成31年10月からの実施が検討されています。

【現在国で検討されている事項】

- ・3歳未満児の低所得世帯等の保育所等保育料の減額
  - ・3歳以上の幼稚園・保育園・認定こども園の保育料の無償化
- ※他に、認可外保育施設の利用料等の無償化等も検討されています。

◇平成31年度 保育所等保育料(3歳未満児用)

※幼児教育の無償化が行われた場合、一部変更の可能性があります。

階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額(月額) 単位:円		変更案	差額
	定義	徴収額		定義	徴収額		
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0
	市民税非課税世帯 年収~260万	9,000		市民税非課税世帯	3,600	3,780	180
第3	市民税均等割課税 市民税所得割 48,600円未満 年収~330万	19,500	3	市民税均等割課税	4,600	4,830	230
			4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,600	5,880	280
			5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,600	6,930	330
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,600	7,980	380
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収~470万	30,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,600	9,030	430
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,600	11,130	530
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	13,100	13,750	650
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	16,600	17,430	830
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収~640万	44,500	11	115,000円未満 (階層幅 18,000円)	21,100	22,150	1,050
			12	133,000円未満 (階層幅 18,000円)	25,600	26,880	1,280
			13	151,000円未満 (階層幅 18,000円)	30,100	31,600	1,500
			14	169,000円未満 (階層幅 18,000円)	34,600	36,330	1,730
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収~930万	61,000	15	202,000円未満 (階層幅 33,000円)	39,100	41,050	1,950
			16	235,000円未満 (階層幅 33,000円)	44,100	46,300	2,200
			17	268,000円未満 (階層幅 33,000円)	49,100	51,550	2,450
			18	301,000円未満 (階層幅 33,000円)	54,100	56,800	2,700
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収~1,130万	80,000	19	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	59,400	62,370	2,970
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収1,130万~	104,000	20	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	64,900	68,140	3,240
			21	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	70,400	73,920	3,520
			22	589,000円以上	75,900	79,690	3,790

◇平成 31 年度 保育所保育料(3 歳以上児用)

※幼児教育の無償化が実施された場合は、適用されません。

階層区分	国 徴収基準額 (月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額 (月額) 単位:円		変更案	差額
	定義	徴収額		定義	徴収額		
第 1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0
第 2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0
	市民税非課税世帯 年収～260 万	6,000		市民税非課税世帯	3,000		
第 3	市民税均等割課税	16,500	3	市民税均等割課税	4,000	4,200	200
	市民税所得割 48,600 円未満 年収～330 万		4	16,200 円未満 (階層幅 16,200 円)	5,000	5,250	250
			5	32,400 円未満 (階層幅 16,200 円)	6,000	6,300	300
			6	48,600 円未満 (階層幅 16,200 円)	7,000	7,350	350
第 4	市民税所得割 97,000 円未満 年収～470 万	27,000	7	60,700 円未満 (階層幅 12,100 円)	8,000	8,400	400
			8	72,800 円未満 (階層幅 12,100 円)	10,000	10,500	500
			9	84,900 円未満 (階層幅 12,100 円)	12,500	13,120	620
			10	97,000 円未満 (階層幅 12,100 円)	15,000	15,750	750
第 5	市民税所得割 169,000 円未満 年収～640 万	41,500	11	133,000 円未満 (階層幅 36,000 円)	17,500	18,370	870
			12	169,000 円未満 (階層幅 36,000 円)	20,000	21,000	1,000
第 6	市民税所得割 301,000 円未満 年収～930 万	58,000	13	235,000 円未満 (階層幅 66,000 円)	22,500	23,620	1,120
			14	301,000 円未満 (階層幅 66,000 円)	25,000	26,250	1,250
第 7	市民税所得割 397,000 円未満 年収～1,130 万	77,000	15	397,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	27,500	28,870	1,370
第 8	市民税所得割 397,000 円以上 年収 1,130 万～	101,000	16	493,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	32,500	34,120	1,620
			17	589,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	37,500	39,370	1,870
			18	589,000 円以上	42,500	44,620	2,120

◇平成 32 年度からの保育所等保育料(3 歳未満児用)

※幼児教育の無償化が行われた場合、一部変更の可能性あります。

階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額(月額) 単位:円		変更案 10%増	H30と の差額
	定義	徴収額		定義	徴収額		
第 1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0
第 2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0
	市民税非課税世帯 年収~260 万	9,000		市民税非課税世帯	3,600	3,960	360
第 3	市民税均等割課税	19,500	3	市民税均等割課税	4,600	5,060	460
	市民税所得割 48,600 円未満 年収~330 万		4	16,200 円未満 (階層幅 16,200 円)	5,600	6,160	560
			5	32,400 円未満 (階層幅 16,200 円)	6,600	7,260	660
			6	48,600 円未満 (階層幅 16,200 円)	7,600	8,360	760
第 4	市民税所得割 97,000 円未満 年収~470 万	30,000	7	60,700 円未満 (階層幅 12,100 円)	8,600	9,460	860
			8	72,800 円未満 (階層幅 12,100 円)	10,600	11,660	1,060
			9	84,900 円未満 (階層幅 12,100 円)	13,100	14,410	1,310
			10	97,000 円未満 (階層幅 12,100 円)	16,600	18,260	1,660
第 5	市民税所得割 169,000 円未満 年収~640 万	44,500	11	115,000 円未満 (階層幅 18,000 円)	21,100	23,210	2,110
			12	133,000 円未満 (階層幅 18,000 円)	25,600	28,160	2,560
			13	151,000 円未満 (階層幅 18,000 円)	30,100	33,110	3,010
			14	169,000 円未満 (階層幅 18,000 円)	34,600	38,060	3,460
第 6	市民税所得割 301,000 円未満 年収~930 万	61,000	15	202,000 円未満 (階層幅 33,000 円)	39,100	43,010	3,910
			16	235,000 円未満 (階層幅 33,000 円)	44,100	48,510	4,410
			17	268,000 円未満 (階層幅 33,000 円)	49,100	54,010	4,910
			18	301,000 円未満 (階層幅 33,000 円)	54,100	59,510	5,410
第 7	市民税所得割 397,000 円未満 年収~1,130 万	80,000	19	397,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	59,400	65,340	5,940
第 8	市民税所得割 397,000 円以上 年収 1,130 万~	104,000	20	493,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	64,900	71,390	6,490
			21	589,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	70,400	77,440	7,040
			22	589,000 円以上	75,900	83,490	7,590

◇平成 32 年度からの保育所保育料(3 歳以上児用)

※幼児教育の無償化が実施された場合は、適用されません。

階層区分	国 徴収基準額 (月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額 (月額) 単位:円		変更率 10%増	H30 と の差額
	定義	徴収額		定義	徴収額		
第 1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0
第 2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0
	市民税非課税世帯 年収～260 万	6,000		市民税非課税世帯	3,000	3,300	300
第 3	市民税均等割課税	16,500	3	市民税均等割課税	4,000	4,400	400
	市民税所得割 48,600 円未満 年収～330 万		4	16,200 円未満 (階層幅 16,200 円)	5,000	5,500	500
			5	32,400 円未満 (階層幅 16,200 円)	6,000	6,600	600
			6	48,600 円未満 (階層幅 16,200 円)	7,000	7,700	700
第 4	市民税所得割 97,000 円未満 年収～470 万	27,000	7	60,700 円未満 (階層幅 12,100 円)	8,000	8,800	800
			8	72,800 円未満 (階層幅 12,100 円)	10,000	11,000	1,000
			9	84,900 円未満 (階層幅 12,100 円)	12,500	13,750	1,250
			10	97,000 円未満 (階層幅 12,100 円)	15,000	16,500	1,500
第 5	市民税所得割 169,000 円未満 年収～640 万	41,500	11	133,000 円未満 (階層幅 36,000 円)	17,500	19,250	1,750
			12	169,000 円未満 (階層幅 36,000 円)	20,000	22,000	2,000
第 6	市民税所得割 301,000 円未満 年収～930 万	58,000	13	235,000 円未満 (階層幅 66,000 円)	22,500	24,750	2,250
			14	301,000 円未満 (階層幅 66,000 円)	25,000	27,500	2,500
第 7	市民税所得割 397,000 円未満 年収～1,130 万	77,000	15	397,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	27,500	30,250	2,750
第 8	市民税所得割 397,000 円以上 年収 1,130 万～	101,000	16	493,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	32,500	35,750	3,250
			17	589,000 円未満 (階層幅 96,000 円)	37,500	41,250	3,750
			18	589,000 円以上	42,500	46,750	4,250